

行政文書不開示決定通知書

野村 一也 様

警察庁長官



平成26年9月26日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項に基づき、下記のとおり開示しないことと決定したので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

各都道府県警察本部の交通取締りの検挙件数に対し、実数・増減率・係数・指数等の数値による指示等を示した文書。ただし、対象には、全国警察本部長会議、全国交通部長会議等の議事録内の記録を含む。

2 不開示とした理由

交通取締りについては、交通の実態、交通事故の発生状況、住民の取締り要望等を勘案した上での交通指導取締りを指示しているところであり、交通取締りの検挙件数に関して、警察庁が都道府県警察に対して数値による指示等を行った文書については作成していないため、上記1の行政文書は不存在であることから不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 連絡先

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開係
- ・担当者名 河村
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp